

保護者の皆様へ

佐賀市教育委員会
教育長 東島 正明
(公印省略)

佐賀市立小中学校の臨時休業の延長について (通知)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、佐賀市立小中学校においては、5月6日まで一斉臨時休業としていたところです。この度、県知事からの要請により、5月10日(日)まで臨時休業を延長することとしましたのでお知らせいたします。

つきましては、下記の点にご留意の上、臨時休業についてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間

- ・ 令和2年4月21日(火)～令和2年5月10日(日)

2 休業期間中の生活について

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置であるという趣旨をご理解いただき、休業中の適切な過ごし方について、お子さまと十分に話し合ってください。
- ・ 毎朝の検温やかぜ症状の確認など、お子さまの健康状態の把握に努めてください。
- ・ 不要不急の外出を控えるようにさせてください。
- ・ 換気の悪い密閉空間で、人が密集し、近距離での会話が行われるという3つの条件が重なる場所を避けるようにしてください。
- ・ 各学校から示された課題に沿って、計画的に家庭学習に取り組ませてください。
- ・ お子さんや同居される親族等が感染したことが判明した場合、または濃厚接触者に特定された場合には、速やかに学校へ連絡していただきますようお願いいたします。

(土日祝日の場合は佐賀市の緊急電話 090-1519-4021、または 090-1519-2912 に連絡してください。)

3 学校開放及び放課後児童クラブについて

ア 学校開放 8:30～16:00 (平日:終わりの時間は各学校の実情に応じて設定)

- ・ 保護者が臨時休業期間中に学校での受け入れを希望する児童生徒については、上記の時間帯で受け入れます。ただし、今回の学校開放につきましては、国の緊急事態宣言の主旨に鑑み、やむを得ない事情により、自宅待機が難しい児童生徒について受け入れます。なお、給食はありませんので、午後まで利用する場合には、弁当・水筒を持たせてください。
- ・ 放課後児童クラブに所属する児童も学校で受け入れます。14:30以降は、引き続き児童クラブでの対応となります。
- ・ 校庭の開放時間につきましては、各学校にお尋ねください。

学校開放や児童クラブを利用する場合、お子さんの健康状態の確認をお願いします。
(検温、かぜ症状の有無等)
原則マスクの着用をお願いします。
発熱等のかぜ症状がみられる時は、軽い症状でも自宅で休養させてください。

イ 放課後児童クラブ 14:30～18:30 (平日)、8:00～18:30 (土曜日)

4 部活動について

- ・ 部活動(部活動と誤解されるような集団での活動を含む)については、5月10日まで休止となります。社会体育についても部活動に準じて休止とします。